

普通預金規定（無利息型普通預金含む）

1.（取扱店の範囲）

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものにかぎります。

2.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

3.（現金自動取引機での通帳による預金の払戻し）

現金自動取引機での通帳による預金の払戻しについては次により取扱うほか、この規定および普通・納税準備預金共通規定の他の条項を準用いたします。

- (1) 原則として当組合がキャッシュカードを発行している預金者にかぎり、当組合の現金自動取引機（以下「ATM」といいます。）を使用してこの通帳により普通預金の払戻しができます。

ただし、通帳紛失または通帳盗難の届出を受けたときは、直ちにATMによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (2) ATMを使用して預金を払戻すときはATMに通帳を挿入し、暗証番号と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

4.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

また、無利息型普通預金には利息をつけません。

5.（手数料の取扱）

(1) 未利用口座管理手数料

- ① 未利用口座管理手数料は、令和3年2月1日以降に開設、かつ別途定める未利用口座が対象となります。
- ② この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場

合には、未利用口座となります。

③ この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当組合所定の方法により、解約することができるものとします。

④ 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(2) その他手数料

① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当組合所定の方法により引落しいたします。

② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかつた場合、当組合は当組合所定の方法により口座を解約することができるものとします。

6. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通・納税準備預金共通規定により取扱います。

以 上